

政令第三百二十八号

文部科学省設置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、文部科学省設置法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二十一号）の施行に伴い、国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第七条第四項及び第五項、第八条、第十八条第三項及び第四項並びに第二十一条第三項及び第四項、行政機関の職員の定員に関する法律（昭和四十四年法律第三十三号）第二条、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号）第三条第七号、スポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成十年法律第六十三号）第三十一条第三項、スポーツ基本法（平成二十三年法律第七十八号）第九条第二項、周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律（平成十一年法律第六十号）第三条第一項第四号、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成十五年法律第七十九号）第二条第四号、独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第六十二号）第五条第六項及び第二十一条第二項、国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第一百六条の三第二項第二号並びに特定秘密の保護に関する法律（平成二十五年法律第八十号）第三条第一項ただし書の規定に基づき、この政令を制定する。

(文部科学省組織令の一部改正)

第一条 文部科学省組織令(平成十二年政令第二百五十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十一条」を「第十条」に、「第十二条―第十五条」を「第十一条―第十三条」に、「第十六条―第二十五条」を「第十四条―第二十三条」に、「第二十六条―第三十二条」を「第二十四条―第三十条」に、「第三十三条」を「第三十二条」に、「第六十条」を「第五十九条」に、「第六十一条―第六十九条」を「第六十条―第六十六条」に、「第七十条―第七十七条」を「第六十七条―第七十四条」に改め、「第八目 スポーツ・青少年局(第七十八条―第八十四条)」を削り、「第八十五条―第八十九条」

「第二章

第一

第二

第

第

を「第七十五条―第七十九条」に、「第九十条―第九十二条」を「第八十条―第八十二条」に、

文化庁

節 特別な職（第九十三条）

節 内部部局

一款 長官官房及び部の設置等（第九十四条―第九十八条）

二款 課の設置等

第一目 長官官房（第九十九条―第一百二条）

第二目 文化部（第一百三―第一百六条）

第三目 文化財部（第一百七―第一百一十一条）

「第二章 外局

第一節 スポーツ庁

第一款 特別な職（第八十三条・

第二款 内部部局（第八十五条―

第三款 審議会等（第九十二条）

を

第二節 文化庁

第一款 特別な職（第九十三条）

第二款 内部部局

第一目 長官官房及び部の設置

第二目 課の設置等（第九十九

第八十四条)

第九十一条)

に改める。

等(第九十四条―第九十八条)

条―第一百十一条)

第二条第一項中「七局」を「六局」に改め、「スポーツ・青少年局」を削る。

第三条第一項第二十六号中「こと」の下に「スポーツ庁及び」を加え、同項第二十九号中「文化庁及び」を「スポーツ庁及び文化庁並びに」に改め、同項第三十号中「スポーツ・青少年局」を「スポーツ庁及び初等中等教育局」に改める。

第四条第六号中「第二十九条」を「第二十七条」に改め、同条第十五号中「他局」を「初等中等教育局及び高等教育局」に改め、同条第十六号中「高等教育局及びスポーツ・青少年局」を「スポーツ庁並びに初等中等教育局及び高等教育局」に改め、同条第十七号中「スポーツ・青少年局」を「スポーツ庁」に改め、同条第十八号中「（スポーツ・青少年局の所掌に属するものを除く。）」を削り、同条第二十号及び第二十一号中「スポーツ・青少年局」を「スポーツ庁」に改め、同条第二十二号中「（スポーツ・青少年局の所掌に属するものを除く。）」を削り、同条第三十号を第三十三号とし、第二十九号を第三十二号とし、第二十八号を第三十一号とし、同条第二十七号中「、大学分科会及びスポーツ・青少年分科会」を「及び大学分科会」に改め、同号を同条第三十号とし、同条第二十六号中「高等教育局及びスポーツ・青少年局」を「スポーツ庁並びに初等中等教育局及び高等教育局」に改め、同号を同条第二十九号とし、同条第二十五号中「高等教育局及びスポーツ・青少年局」を「スポーツ庁並びに初等中等教育局及び高等教育局」に改め、同号を同条第二十八号とし、同条第二十四号を同条第二十五号とし、同号の次に次の二号を加える。

二十六 青少年の健全な育成の推進に関すること（内閣府の所掌に属するものを除く。）。

二十七 文部科学省の所掌事務に係る青少年の健全な育成に関する基本的な政策の企画及び立案に関すること。

第四条第二十三号を同条第二十四号とし、同号の前に次の一号を加える。

二十三 青少年教育に関する施設において行う青少年の団体宿泊訓練に関すること。

第五条第二号中「こと」の下に「スポーツ庁及び」を加え、同条第四号中「文化庁及びスポーツ・青少年局」を「スポーツ庁及び文化庁」に改め、同条第六号及び第七号中「及びスポーツ・青少年局」を削り、同条第九号中「生涯学習政策局及びスポーツ・青少年局」を「スポーツ庁及び生涯学習政策局」に改め、同条第十二号中「第四十一条第二号」を「第四十条第二号」に改め、同条中第二十七号を第三十号とし、第二十三号から第二十六号までを三号ずつ繰り下げ、同条第二十二号中「生涯学習政策局及びスポーツ・青少年局」を「スポーツ庁及び生涯学習政策局」に改め、同号を同条第二十五号とし、同条第二十一号中「生涯学習政策局及びスポーツ・青少年局」を「スポーツ庁及び生涯学習政策局」に改め、同号を同条第二十四号とし、同条第二十号中「及びスポーツ・青少年局の所掌に属するもの」を削り、同号を同条第二十三号とし、同条中第十九号を第二十二号とし、第十八号を第二十一号とし、同条第十七号中「及び

スポーツ・青少年局」を削り、同号を同条第二十号とし、同条第十六号中「スポーツ・青少年局」を「スポーツ庁」に改め、同号を同条第十九号とし、同条中第十五号を第十八号とし、第十四号を第十七号とし、第十三号の次に次の三号を加える。

十四 文部科学省の所掌事務に係る健康教育の振興及び食育の推進に関する基本的な施策の企画及び立案並びに調整に関すること。

十五 学校保健（学校における保健教育及び保健管理をいう。以下同じ。）、学校安全（学校における安全教育及び安全管理をいう。以下同じ。）、学校給食及び災害共済給付（学校の管理下における幼児、児童、生徒及び学生の負傷その他の災害に関する共済給付をいう。以下同じ。）に関すること（学校における保健教育の基準の設定に関すること及び公立の学校の給食施設の災害復旧に関することを除く。）。

十六 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関すること。

第六条第一項第一号及び第三号中「スポーツ・青少年局」を「初等中等教育局」に改め、同項第四号中「スポーツ・青少年局」を「スポーツ庁及び初等中等教育局」に改め、同項第十号、第十四号及び第十五

号中「スポーツ・青少年局」を「初等中等教育局」に改め、同項第十八号及び第十九号中「スポーツ・青少年局」を「スポーツ庁及び初等中等教育局」に改め、同項第二十三号中「他局」を「スポーツ庁並びに生涯学習政策局及び初等中等教育局」に改める。

第八条第十二号中「第六十九条」を「第六十六条」に改める。

第十条を削る。

第十一条第四号中「こと（」の下に「スポーツ庁及び」を加え、同条を第十条とし、第一章第二節第二款中第十二条を第十一条とし、第十三条を削り、第十四条を第十二条とする。

第十五条第一項中「一人を、」を「二人を、」に改め、同条を第十三条とし、第一章第二節第三款第一目中第十六条を第十四条とし、第十七条から第二十条までを二条ずつ繰り上げる。

第二十一条第二号中「こと（」の下に「スポーツ庁及び」を加え、同条を第十九条とする。

第二十二条第三号中「こと（」の下に「スポーツ庁及び」を加え、同条第九号中「文化庁及び」を「スポーツ庁及び文化庁並びに」に改め、同条を第二十条とする。

第二十三条中「スポーツ・青少年局」を「スポーツ庁及び初等中等教育局」に改め、同条を第二十一条



とし、第二十四条を第二十二條とし、第二十五條を第二十三條とする。

第二十六條中「五課」を「六課」に、「社会教育課」を

「社会教育課

青少年教育課」

に改め、第一章第二節第三款

第二目中同條を第二十四條とする。

第二十七條第六号中「、大学分科会及びスポーツ・青少年分科会」を「及び大学分科会」に改め、同條を第二十五條とする。

第二十八條第三号中「他局及び」を「初等中等教育局及び高等教育局並びに」に改め、同條第四号中「高等教育局及びスポーツ・青少年局」を「スポーツ庁並びに初等中等教育局及び高等教育局」に改め、同條第五号中「スポーツ・青少年局」を「スポーツ庁」に改め、同條第六号及び第七号中「（スポーツ・青少年局の所掌に属するものを除く。）」を削り、同條第九号及び第十号中「高等教育局及びスポーツ・青少年局」を「スポーツ庁並びに初等中等教育局及び高等教育局」に改め、同條を第二十六條とし、第二十九條を第二十七條とする。

第三十條第一号及び第三号中「スポーツ・青少年局及び」を削り、同條第四号及び第五号中「スポーツ

・青少年局」を「スポーツ庁並びに青少年教育課」に改め、同条第七号及び第八号中「スポーツ・青少年局」を「スポーツ庁」に改め、同条を第二十八条とし、同条の次に次の一条を加える。

（青少年教育課の所掌事務）

第二十九条 青少年教育課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 青少年教育の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること。
- 二 青少年教育のための補助に関すること。
- 三 青少年教育に関する施設において行う青少年の団体宿泊訓練に関すること。
- 四 公立及び私立の青少年教育施設の整備に関する指導及び助言に関すること。
- 五 公立の青少年教育施設の整備のための補助に関すること。
- 六 青少年の健全な育成の推進に関すること（内閣府の所掌に属するものを除く。）。
- 七 文部科学省の所掌事務に係る青少年の健全な育成に関する基本的な政策の企画及び立案に関すること。

八 地方公共団体の機関その他の関係機関に対し、青少年教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を

行うこと。

九 教育関係職員、社会教育に関する団体、社会教育指導者その他の関係者に対し、青少年教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと。

第三十一条を第三十条とし、第三十二条を第三十一条とする。

第三十三条中「九課」を「十課」に、「教科書課」を「教科書課」に改め、第一章第二節第三

健康教育・食育課

款第三目中同条を第三十二条とする。

第三十四条第四号中「こと（」の下に「スポーツ庁及び」を加え、同条第五号中「文化庁並びにスポーツ・青少年局」を「スポーツ庁及び文化庁並びに健康教育・食育課」に改め、同条第六号中「生涯学習政策局及びスポーツ・青少年局並びに」を「スポーツ庁並びに生涯学習政策局及び」に改め、同条第七号から第九号までの規定中「及びスポーツ・青少年局」を削り、同条を第三十三条とする。

第三十五条第三号中「こと（」の下に「スポーツ庁及び」を加え、同条を第三十四条とする。

第三十六条第一号中「及びスポーツ・青少年局」を削り、同条第二号中「生涯学習政策局及びスポーツ

・青少年局並びに児童生徒課、幼児教育課、特別支援教育課及び国際教育課」を「スポーツ庁並びに生涯学習政策局及び他課」に改め、同条第三号及び第四号中「生涯学習政策局及びスポーツ・青少年局並びに」を「スポーツ庁並びに生涯学習政策局及び」に改め、同条を第三十五条とする。

第三十七条第七号中「スポーツ・青少年局」を「健康教育・食育課」に改め、同条を第三十六条とする。

第三十八条第二号中「スポーツ・青少年局並びに特別支援教育課」を「特別支援教育課、健康教育・食育課」に改め、同条第三号中「スポーツ・青少年局及び特別支援教育課」を「特別支援教育課及び健康教育・食育課」に改め、同条第四号中「スポーツ・青少年局」を「スポーツ庁及び健康教育・食育課」に改め、同条第五号中「スポーツ・青少年局」を「スポーツ庁」に改め、同条第六号及び第七号中「スポーツ・青少年局及び特別支援教育課」を「スポーツ庁並びに特別支援教育課及び健康教育・食育課」に改め、同条を第三十七条とする。

第三十九条中「（第一号及び第三号から第六号までに掲げる事務にあつては、スポーツ・青少年局の所掌に属するものを除く。）」を削り、同条第一号中「もの」の下に「並びに健康教育・食育課の所掌に属するもの」を加え、同条第三号中「こと」の下に「（スポーツ庁及び健康教育・食育課の所掌に属するも

のを除く。)」を加え、同条第四号中「こと」の下に「(健康教育・食育課の所掌に属するものを除く。)」を加え、同条第五号及び第六号中「こと」の下に「(スポーツ庁及び健康教育・食育課の所掌に属するものを除く。)」を加え、同条を第三十八条とし、第四十条を第三十九条とし、第四十一条を第四十条とし、同条の次に次の一条を加える。

(健康教育・食育課の所掌事務)

第四十一条 健康教育・食育課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 文部科学省の所掌事務に係る健康教育の振興及び食育の推進に関する基本的な施策の企画及び立案並びに調整に関すること。

二 学校保健、学校安全、学校給食及び災害共済給付に関すること(学校における保健教育の基準の設定に関すること、初等中等教育の基準(教材並びに学級編制及び教職員定数に係るものに限る。))の設定に関すること及び公立の学校の給食施設の災害復旧に関することを除く。)

三 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関すること。

第四十三条第二号中「スポーツ・青少年局並びに児童生徒課、特別支援教育課及び国際教育課」を「他

課」に改める。

第四十六条中「(第二号から第四号まで、第六号及び第七号に掲げる事務にあつては、スポーツ・青少年局並びに専門教育課及び医学教育課の所掌に属するものを除く。)」を削り、同条第二号及び第三号中「こと」の下に「(初等中等教育局並びに専門教育課及び医学教育課の所掌に属するものを除く。)」を加え、同条第四号、第六号及び第七号中「こと」の下に「(スポーツ庁並びに初等中等教育局並びに専門教育課及び医学教育課の所掌に属するものを除く。)」を加える。

第四十七条中「(第一号から第三号まで、第五号、第六号、第八号及び第九号に掲げる事務にあつては、スポーツ・青少年局の所掌に属するものを除く。)」を削り、同条第一号及び第二号中「関すること」の下に「(初等中等教育局の所掌に属するものを除く。)」を加え、同条第三号中「こと」の下に「(スポーツ庁及び初等中等教育局の所掌に属するものを除く。)」を加え、同条第五号及び第六号中「こと」の下に「(初等中等教育局の所掌に属するものを除く。)」を加え、同条第八号及び第九号中「こと」の下に「(スポーツ庁及び初等中等教育局の所掌に属するものを除く。)」を加える。

第五十条第一号中「スポーツ・青少年局」を「初等中等教育局」に改める。

第五十二条第一号中「他局及び」を「スポーツ庁並びに生涯学習政策局及び初等中等教育局並びに」に改める。

第六十条を削り、第一章第二節第三款第六目中第六十一条を第六十条とし、第六十二条を第六十一条とし、第六十三条を第六十二条とし、第六十四条を削り、第六十五条を第六十三条とし、第六十六条を第六十四条とし、第六十七条を削り、第六十八条を第六十五条とし、第六十九条を第六十六条とし、同款第七目中第七十条を第六十七条とし、第七十一条から第七十七条までを三条ずつ繰り上げる。

第一章第二節第三款第八目を削る。

第一章第三節中第八十五条を第七十五条とする。

第八十六条第一項第一号中「次に掲げる重要事項」を「教育の振興及び生涯学習の推進を中核とした豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成に関する重要事項（第三号に規定するものを除く。）」に改め、同号イ及びロを削り、同項第二号中「前号イ及びロに掲げる」を「前号に規定する」に改め、同項第五号中「、社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）、スポーツ基本法（平成二十三年法律第七十八号）、スポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成十年法律第六十三号）第三十一条第三項及び独立行政法人

日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第百六十二号）第二十一条第二項」を「及び社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）」に改め、同条を第七十六条とし、第八十七条を第七十七条とし、第八十条を第七十八条とし、第八十九条を第七十九条とし、第一章第四節中第九十条を第八十条とし、第九十一条を第八十一条とする。

第二章の章名、同章第一節及び第二節の節名、同節第一款及び第二款の款名並びに同款第一目から第三目までの目名を削る。

第九十二条を第八十二条とし、同条の次に次の章名、一節、節名及び款名を加える。

## 第二章 外局

### 第一節 スポーツ庁

#### 第一款 特別な職

（次長）

第八十三条 スポーツ庁に、次長一人を置く。

（審議官）



第八十四条 スポーツ庁に、審議官一人を置く。

2 審議官は、命を受けて、スポーツ庁の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案に参画し、関係事務を総括整理する。

第二款 内部部局

(課及び参事官の設置)

第八十五条 スポーツ庁に、次の五課及び参事官二人を置く。

政策課

健康スポーツ課

競技スポーツ課

国際課

オリンピック・パラリンピック課

(政策課の所掌事務)

第八十六条 政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 スポーツ庁の職員の任免、給与、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関すること。
- 二 スポーツ庁の職員の衛生、医療その他の福利厚生に関すること。
- 三 表彰及び儀式に関すること。
- 四 機密に関すること。
- 五 長官の官印及び庁印の保管に関すること。
- 六 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。
- 七 法令案その他の公文書類の審査及び進達に関すること。
- 八 スポーツ庁の保有する情報の公開に関すること。
- 九 スポーツ庁の保有する個人情報の保護に関すること。
- 十 スポーツ庁の所掌事務に関する総合調整に関すること。
- 十一 広報に関すること。
- 十二 スポーツ庁の機構及び定員に関すること。
- 十三 スポーツ庁の事務能率の増進に関すること。

- 十四 スポーツ庁の所掌事務に関する官報掲載に関すること。
- 十五 スポーツ庁の所掌に係る経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関すること。
- 十六 スポーツ庁所属の行政財産及び物品の管理に関すること。
- 十七 スポーツ庁の職員に貸与する宿舎に関すること。
- 十八 庁内の管理に関すること。
- 十九 スポーツ庁の行政の考査に関すること。
- 二十 スポーツに関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
- 二十一 スポーツに関する関係行政機関の事務の調整に関すること。
- 二十二 スポーツの振興に関する基本的な政策の企画及び立案に関すること。
- 二十三 学校における体育の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること。
- 二十四 学校における体育及び保健教育の基準の設定に関すること。
- 二十五 全国的な規模において行われるスポーツ事業（学校における体育に係るものに限る。）に関すること。

二十六 地方公共団体の機関その他の関係機関に対し、学校における体育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと。

二十七 教育関係職員その他の関係者に対し、学校における体育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと。

二十八 スポーツのための助成に関すること（健康スポーツ課、競技スポーツ課及び参事官の所掌に属するものを除く。）。

二十九 スポーツ振興投票に関すること。

三十 スポーツ庁の情報システムの整備及び管理に関すること。

三十一 スポーツ審議会の庶務に関すること。

三十二 独立行政法人日本スポーツ振興センターの組織及び運営一般に関すること。

三十三 前各号に掲げるもののほか、スポーツ庁の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

（健康スポーツ課の所掌事務）

第八十七条 健康スポーツ課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 スポーツ（学校における体育を除く。次号、第五号及び第六号において同じ。）の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること（競技スポーツ課、オリンピック・パラリンピック課及び参事官の所掌に属するものを除く。）。
  - 二 スポーツのための補助に関すること（競技スポーツ課及び参事官の所掌に属するものを除く。）。
  - 三 心身の健康の保持増進に資するスポーツの機会の確保に関すること。
  - 四 全国的な規模において行われるスポーツ事業に関すること（政策課、競技スポーツ課及び参事官の所掌に属するものを除く。）。
  - 五 地方公共団体の機関その他の関係機関に対し、スポーツに係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと（競技スポーツ課の所掌に属するものを除く。）。
  - 六 スポーツの指導者その他の関係者に対し、スポーツに係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと（競技スポーツ課の所掌に属するものを除く。）。
- （競技スポーツ課の所掌事務）

第八十八条 競技スポーツ課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 スポーツに関する競技水準の向上に関すること（国際課及び参事官の所掌に属するものを除く。）。
- 二 全国的な規模において行われるスポーツ事業のうち、国民体育大会その他の全国的な競技水準において行われるものに関すること（参事官の所掌に属するものを除く。）。

（国際課の所掌事務）

第八十九条 国際課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 スポーツの振興に係る国際文化交流の振興に関すること（外交政策に係るものを除く。）。
- 二 スポーツ庁の所掌事務に係る国際協力に関すること。
- 三 国際的な規模において行われるスポーツ事業に関すること（オリンピック・パラリンピック課及び参事官の所掌に属するものを除く。）。

四 スポーツにおけるドーピングの防止活動の促進に関すること。

（オリンピック・パラリンピック課の所掌事務）

第九十条 オリンピック・パラリンピック課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 平成三十二年に開催される東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会に関するこ

と。

二 オリンピック運動及びパラリンピック運動に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること。

(参事官の職務)

第九十一条 参事官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。

一 次に掲げる事項に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること。

イ 地域の振興に資する見地からのスポーツの振興

ロ スポーツの振興に寄与する人材の育成（学校における体育に係るものを除く。）及びスポーツ団

体の事業の適正かつ円滑な実施（民間事業者との連携を含む。）の促進

二 スポーツのための補助（前号イ及びロに掲げる事項に係るものに限る。）に関すること。

三 国際的又は全国的な規模において行われるスポーツ事業のうち、プロ野球、プロサッカーその他の専ら公衆の観覧に供するために行われるものに関すること。

四 公立及び私立のスポーツ施設の整備（公立の学校の体育施設の災害復旧に係るものを除く。）に関する指導及び助言に関すること。

五 公立のスポーツ施設の整備（学校の体育施設の災害復旧に係るものを除く。）のための補助に関すること。

六 私立学校教育の振興のための学校法人（放送大学学園を除く。）その他の私立学校の設置者、地方公共団体及び関係団体に対する助成（体育施設の整備に係るものに限る。）に関すること。

### 第三款 審議会等

#### （スポーツ審議会）

第九十二条 スポーツ庁に、スポーツ審議会を置く。

2 スポーツ審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 スポーツ庁長官の諮問に応じてスポーツの振興その他のスポーツに関する施策の総合的な推進に関する重要事項を調査審議すること。

二 前号に規定する重要事項に関し、スポーツ庁長官に意見を述べること。

三 スポーツ基本法（平成二十三年法律第七十八号）、スポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成十年法律第六十三号）第三十一条第三項及び独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年



法律第百六十二号)第二十一条第二項の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理すること。

3 前項に定めるもののほか、スポーツ審議会に關し必要な事項については、スポーツ審議会令(平成二十七年政令第三百二十九号)の定めるところによる。

## 第二節 文化庁

### 第一款 特別な職

第九十三条の次に次の款名及び目名を付する。

#### 第二款 内部部局

##### 第一目 長官官房及び部の設置等

第九十八条の次に次の目名を付する。

##### 第二目 課の設置等

附則第三項中「第三十四条各号」を「第三十三条各号」に改める。

附則第四項中「第三十六条各号」を「第三十五条各号」に改める。

附則第五項中「第三十七条各号」を「第三十六条各号」に改める。

附則第六項中「第三十九条各号」を「第三十八条各号」に改める。

附則第七項中「第七十条」を「第六十七条」に改め、附則に次の一項を加える。

(スポーツ庁オリンピック・パラリンピック課の設置期間の特例)

8 スポーツ庁オリンピック・パラリンピック課は、平成三十三年三月三十一日まで置かれるものとする。

(行政機関職員定員令の一部改正)

第二条 行政機関職員定員令(昭和四十四年政令第二百一十一号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項の表内閣府の項中「一三、八四八人」を「一三、八四五人」に改め、同表外務省の項中「五、八六六人」を「五、八六二人」に改め、同表文部科学省の項中「二、〇八八人」を「二、一一八人」に改め、同表厚生労働省の項中「三一、七八三人」を「三一、七八〇人」に改め、同表農林水産省の項中「二二、〇〇五人」を「二二、〇〇一人」に改め、同表経済産業省の項中「八、〇二一人」を「八、〇一人」に改め、同表国土交通省の項中「五八、八二〇人」を「五八、八一五人」に改め、同表環境省の項中「二二、九二一人」を「二二、九二〇人」に改め、同表合計の項中「二九六、三〇九人」を「二九六、三一六人」に改める。

(国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律施行令の一部改正)

第三条 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律施行令(平成四年政令第二百六十八号)の一部を次のように改正する。

「文部科学省

別表中「文部科学省」を

に改める。

スポーツ庁」

(スポーツ振興投票の実施等に関する法律施行令及びスポーツ基本法施行令の一部改正)

第四条 次に掲げる政令の規定中「中央教育審議会」を「スポーツ審議会」に改める。

一 スポーツ振興投票の実施等に関する法律施行令(平成十年政令第三百六十三号)第四条

二 スポーツ基本法施行令(平成二十三年政令第二百三十二号)第一条

(周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律第三条第一項第四号の関係行政機関を定める政令の一部改正)

第五条 周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律第三条第一項第四号の関係行政機関を定める政令(平成十一年政令第二百五十三号)の一部を次のように改正する。

第二十六号を第二十七号とし、第十三号から第二十五号までを一号ずつ繰り下げ、第十二号の次に次の一号を加える。

十三 スポーツ庁

(武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令の一部改正)

第六条 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令(平成十五年政令第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中第二十九号を第三十号とし、第十四号から第二十八号までを一号ずつ繰り下げ、第十三号の次に次の一号を加える。

十四 スポーツ庁

(独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令の一部改正)

第七条 独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令(平成十五年政令第三百六十九号)の一部を次のように改正する。

第一条第三項中「文部科学省スポーツ・青少年局スポーツ・青少年企画課」を「スポーツ庁政策課」に改める。

第十四条中「中央教育審議会」を「スポーツ審議会」に改める。

（職員の退職管理に関する政令の一部改正）

第八条 職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一文部科学省の項中「日本学士院」を「日本学士院  
スポーツ庁」に改める。

（特定秘密の保護に関する法律施行令の一部改正）

第九条 特定秘密の保護に関する法律施行令（平成二十六年政令第三百三十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「文部科学省」の下に「、スポーツ庁」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この政令は、平成二十七年十月一日から施行する。

(中央教育審議会令の一部改正)

2 中央教育審議会令(平成十二年政令第二百八十号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項の表生涯学習分科会の項第二号中「(スポーツ・青少年分科会の所掌に属するものを除く。)」を削り、同項第四号中「の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項及び」を「及び」に改め、「(スポーツ・青少年分科会の所掌に属するものを除く。)」を削り、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 青少年の健全な育成に関する重要事項を調査審議すること。

第五条第一項の表初等中等教育分科会の項第一号中「及びスポーツ・青少年分科会」を削り、同項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 学校保健(学校における保健教育及び保健管理をいう。)、学校安全(学校における安全教育及び安全管理をいう。))及び学校給食に関する重要事項を調査審議すること。

第五条第一項の表大学分科会の項第一号中「(スポーツ・青少年分科会の所掌に属するものを除く。)」

」を削り、同表スポーツ・青少年分科会の項を削る。

第七条第三項中「第四号」を「第五号」に改める。

第十条ただし書中「、スポーツ・青少年分科会に係るものについては文部科学省スポーツ・青少年局スポーツ・青少年企画課において」を削る。